

○裾野市上下水道事業審議会条例

平成24年9月3日

条例第25号

改正 平成27年2月27日条例第2号

令和2年3月4日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、裾野市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)及び公共下水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道事業及び公共下水道事業の計画に関すること。
- (3) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 水道又は下水道の使用者
- (3) 知識と経験を有する者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(裾野市附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 裾野市附属機関に関する条例(昭和47年裾野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(裾野市下水道審議会条例の廃止)
- 2 裾野市下水道審議会条例(平成7年裾野市条例第7号)は、廃止する。
(裾野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 裾野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年裾野市条例第8号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略